

別表第3 事業所内保育事業（定員19人以下（小規模保育事業A型の基準が適用される事業所））（保育認定）

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分⑤				従業員枠の子どもの場合 ⑦	処遇改善等加算Ⅰ				
				保育標準時間認定		保育短時間認定			保育標準時間認定		係		
				基本分単価 (注) ⑥		基本分単価 (注) ⑥			(注) ⑧				
10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児	360,880	(433,280)	349,780	(422,180)	⑥×84/100	+	3,500	(4,220)	×加算率	3,390
			乳児	433,280		422,180				+	4,220		×加算率
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	198,880	(271,280)	194,250	(266,650)		+	1,880	(2,600)	×加算率	1,830
			乳児	271,280		266,650			+	2,600		×加算率	2,550
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	156,250	(228,650)	153,330	(225,730)		+	1,450	(2,170)	×加算率	1,420
			乳児	228,650		225,730			+	2,170		×加算率	2,140

地域 区分	定員 区分	認定 区分	年齢区分	保育短時間認定
				(注) ⑧
①	②	③	④	⑧

10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児	(4,110)	×加算率
			乳児		×加算率
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	(2,550)	×加算率
			乳児		×加算率
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	(2,140)	×加算率
			乳児		×加算率

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④
-----------	-----------	-----------	-----------

障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算	
(注)	⑩ (注)

休日保育 ⑪
-----------

10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児 +	144,800	(72,400)	1,440	(720)	×加算率
			乳児 +	72,400		720		×加算率
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児 +	144,800	(72,400)	1,440	(720)	×加算率
			乳児 +	72,400		720		×加算率
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児 +	144,800	(72,400)	1,440	(720)	×加算率
			乳児 +	72,400		720		×加算率

休日保育の年間延べ利用子ども数	
～ 210人	250,000
211人～ 279人	267,700
280人～ 349人	303,300
350人～ 419人	338,900
420人～ 489人	374,500
490人～ 559人	410,100
560人～ 629人	445,700
630人～ 699人	481,200
700人～ 769人	516,800
770人～ 839人	552,400
840人～ 909人	588,000
910人～ 979人	623,600
980人～ 1,049人	659,200
1,050人～	694,700

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	加算		夜間保育加算				
				処遇改善等 加算 I		⑫ 処遇改善等 加算 I				
10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児	2,500×加算率 2,670×加算率 3,030×加算率 3,380×加算率 3,740×加算率 4,100×加算率 4,450×加算率 4,810×加算率 5,160×加算率 5,520×加算率 5,880×加算率 6,230×加算率 6,590×加算率 6,940×加算率	÷ 各月初日の 利用子ども数	+	99,900	940×加算率		
			乳児				+	44,630	390×加算率	
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児				+	30,090	+	240×加算率
			乳児							
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児							
			乳児							

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	減価償却費加算		賃借料加算		連携施設を設定しない場合 ⑮	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑯	管理者を配置					
				加算額 標準 都市部 ⑬		加算額 標準 都市部 ⑭				管理					
10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児	+	6,700	7,400	+	-	4,930	-	85,930	+			
			乳児										-	-	-
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	+	2,800	3,000	+	-	2,050	-	35,800	+			
	乳児		-										-	-	
	13人 から 19人 まで	3号		1、2歳児	+	1,700	1,900	+	-	1,290	-	22,610			+
	乳児		-	-									-		
					a地域	28,800	32,100								
			b地域	15,900	17,700										
			c地域	13,800	15,400										
			d地域	12,400	13,800										
			a地域	14,400	16,100										
			b地域	7,900	8,800										
			c地域	6,900	7,700										
			d地域	6,200	6,900										
			a地域	18,300	20,400										
			b地域	10,100	11,200										
			c地域	8,800	9,800										
			d地域	7,900	8,700										

地域 区分	定員 区分	認定 区分	年齢区分	していない場合
				処遇改善等 加算 I
①	②	③	④	⑦

10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児 乳児	850×加算率
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児 乳児	350×加算率
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児 乳児	220×加算率

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分
①	②	③	④

土曜日に閉所する場合			
月に1日土曜日を閉所する場合	月に2日土曜日を閉所する場合	月に3日以上土曜日を閉所する場合	全ての土曜日を閉所する場合
⑮			

定員を恒常的に超過する場合
⑯

10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児
			乳児
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児
			乳児
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児
			乳児

$\frac{((6)+(7))+8}{+(10)+(12)} \times \frac{2}{100}$	$\frac{((6)+(7))+8}{+(10)+(12)} \times \frac{3}{100}$	$\frac{((6)+(7))+8}{+(10)+(12)} \times \frac{5}{100}$	$\frac{((6)+(7))+8}{+(10)+(12)} \times \frac{6}{100}$
$\frac{((6)+(7))+8}{+(10)+(12)} \times \frac{2}{100}$	$\frac{((6)+(7))+8}{+(10)+(12)} \times \frac{3}{100}$	$\frac{((6)+(7))+8}{+(10)+(12)} \times \frac{5}{100}$	$\frac{((6)+(7))+8}{+(10)+(12)} \times \frac{6}{100}$
$\frac{((6)+(7))+8}{+(10)+(12)} \times \frac{2}{100}$	$\frac{((6)+(7))+8}{+(10)+(12)} \times \frac{3}{100}$	$\frac{((6)+(7))+8}{+(10)+(12)} \times \frac{5}{100}$	$\frac{((6)+(7))+8}{+(10)+(12)} \times \frac{6}{100}$

$\frac{((6)\sim(18))}{\times 61/100}$
$\frac{((6)\sim(18))}{\times 82/100}$

## 加算部分 2

処遇改善等加算Ⅱ	⑳	(算式1) 以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額とする。 ・ 処遇改善等加算Ⅱ－① 48,860 × 人数A ・ 処遇改善等加算Ⅱ－② 6,110 × 人数B	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める ※3 利用定員が6人以上の場合には(算式1)を適用し、利用定員が5人以下の場合には(算式2)のA若しくはBのいずれかとする
		(算式2) A：処遇改善等加算Ⅱ－① 48,860 ÷ 各月初日の利用子ども数	
		B：処遇改善等加算Ⅱ－② 6,110 ÷ 各月初日の利用子ども数	

冷暖房費加算	㉑	1 級 地 1,790 4 級 地 1,240	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から4 級地以外の地域
		2 級 地 1,590 その他地域 110	
		3 級 地 1,570	

除雪費加算	㉒	6,100	※3月初日の利用子どもの単価に加算
-------	---	-------	-------------------

降灰除去費加算	㉓	153,890 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
---------	---	-----------------------	-------------------

施設機能強化推進費加算	㉔	160,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
-------------	---	----------------------------	-------------------

栄養管理加算	㉕	A 基本額 処遇改善等加算Ⅰ ( 76,960 + 760 × 加算率 ) ÷ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設
		B 基本額 処遇改善等加算Ⅰ ( 50,000 + 500 × 加算率 ) ÷ 各月初日の利用子ども数	
		C 基本額 10,000 ÷ 各月初日の利用子ども数	

第三者評価受審加算	㉖	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
-----------	---	-----------------------	-------------------

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整